

警察署協議会議事概要

協議会名	神奈川県磯子警察署協議会
日 時	令和8年2月10日（火）午後2時00分から午後4時00分まで
場 所	神奈川県磯子警察署
出席者	<p>1 警察署協議会側 副会長 田邊実、委員 小川百合子、川原武人、高野美帆、田中利昌、角田恭子 根本ゆう子、峯岸博之 8名</p> <p>2 警察署側 署長 古山秀和、生活安全刑事担当次長 鳥谷部幹人、警務課長 安澤徹也 留置管理課長 三輪啓起、会計課係長、生活安全課長 渡辺浩義、地域課長 三上幸平 刑事課長 糸川優、交通課長 堀家章史、警備課長 小林圭二 10名</p>
議事要旨	<p style="text-align: center;">警察署協議会からの答申等に対する措置結果の説明</p> <p>効果的な交通安全教育の実施方法について</p> <p>1 小学校への交通安全教室 答申において、実際の通学路におけるの安全教育を実施してはどうかとのご提案をいただき、そのアイデアを取り入れた活動として、洋光台において警察と小学生、PTAと合同パトロールを実施しました。 その中で、実際の横断歩道での安全な横断方法について指導しました。 岡村小学校における交通安全教室では、広い校庭を利用して、模擬的な横断歩道や標識を設置して横断歩道の渡り方、自転車の乗り方について実演しながら指導しました。</p> <p>2 事業所への交通安全教育 主に車両を利用するタクシーやバス会社、運送会社に対しての交通安全教育の推進をご提案いただき、横浜市営バス、神奈川個人タクシー協同組合、ヤマト運輸に赴いて事故防止の着眼点などについて交通安全講話を行いました。 その他、運送系ではない事業所からも交通安全講話の依頼に応じ、交通事故の恐ろしさ説明しつつ、事故防止の意識づけを図るための交通安全講話を実施しました。</p> <p>3 高齢者への交通安全教育 町内会を通じて主に高齢者向けに本部の交通安全教育隊を招いて当署と合同で交通安全教育を実施しました。 また、街角アドバイスとして通行中の高齢者に対して直接注意喚起を行いました。</p> <p>4 その他の意見 その他自転車に対する新ルールの啓発活動等についてご提案いただきました。 自転車の指導取締りについては、今年4月1日からいわゆる青切符の適用の対象とする旨の改正道交法が施行されることになっております。 この改正につきましては、県民の関心も高く、各種交通安全教室、企業講話などを通じて広く情報提供に努めております。 その一部を紹介しますと、警察庁から自転車の指導取締りの基本的な考え方が示され、自</p>

転車の違反については原則的には指導警告とするものの、一部悪質・危険な違反や、違反により事故を起こした場合には刑事手続が適用されることが想定されています。その一例として、酒気帯び運転が例示されています。詳細な情報については、警察庁のホームページにも掲載されております。

より多くの方が気軽に自転車のルールを再確認していただけるスマホアプリを県警から提供しております。

かながわポリスというスマホアプリをダウンロードしていただくと、そのアプリ内に交通ルール学習機能というネコ型のアイコンがあり、2択、3択で自転車の正しい通行方法を確認していただけます。

交通安全教室だけでは仕事を抱える多くの方の参加が困難ですので、気軽に交通ルールの再確認ができるツールを多くの方に活用していただきたいと考えております。皆様も一度お試しください、広めて頂けると幸いです。

以上で、答申に基づく活動結果の報告を終わります。

諮問

大規模災害に備えた警察活動並びに広報啓発活動の展開について

答申

- 1 事前の災害対策や訓練
 - 地域住民を含めた防災訓練の実施
 - 職員に対する参集訓練の実施
 - 本部運営訓練の実施
 - 区役所、消防署等、行政と連携や情報共有をした対策の実施
- 2 効果的な広報啓発活動
 - 広い世代や多言語に対する効果的な広報
 - 緊急車両の通行に関する広報
 - パトカーによる災害情報の広報
- 3 その他
 - 幹線道路の停電、液状化時の対策
 - 交通路が渋滞した際の避難者の対策
 - 災害発生時の防犯対策

業務説明

各課担当課長等が、令和7年9月から12月まで業務推進結果及び令和8年1月から4月までの業務推進重点について説明を行った。